

東浦町障がい者いきいきライフプラン（第4期東浦町障害者計画・第7期東浦町障害福祉計画・第3期東浦町障害児福祉計画）
（案）

1 背景

我が国の障害福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、平成18年4月、障害者自立支援法の施行により3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を一元化した枠組みによる制度へと移行しました。平成25年4月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定により障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

本町においても、障がい者数は増加しており、今後も障害者施策の充実が必要となっています。

2 策定の趣旨と目的

平成21年3月に策定した「東浦町障害者計画」以降、国においては、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の制定、障がい者の範囲の見直しや利用者負担の見直し等を行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の改正等、様々な障がい者施策の改革を進めるとともに、「障害者基本法」の改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定など法令の整備を進め、平成26年1月には障害者権利条約を締結しました。こうした社会情勢の変化に対応して障がい者の福祉を増進させるため、その指針となる新たな考え方や施策をまとめる必要がでてきました。今回の「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の見直しは、こうした背景の中で行うものです。

「東浦町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため施策に関する基本的な計画」である「市町村障害者計画」として策定しています。

また、「東浦町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」である「市町村障害福祉計画」として、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定しています。

障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画については、「第3期東浦町障害者計画及び第6期東浦町障害福祉計画・第2期東浦町障害児福祉計画」（令和3年度から令和5年度）が令和6年3月をもって期間が終了するため、本年度に「第4期障害者計画及び第7東浦町障害福祉計画・第3東浦町障害児福祉計画」（令和6年度から令和8年度）の策定を行います。